

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県立産業人材育成センター規則</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 職業訓練の実施（第2条－第5条）</u></p> <p><u>第3章 入校（第6条－第10条）</u></p> <p><u>第4章 授業料等（第11条－第17条）</u></p> <p><u>第5章 欠席、退校等（第18条－第22条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第23条・第24条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県立産業人材育成センター</u> <u>条例</u>（昭和44年鳥取県条例第37号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>第12条</u>の規定に基づき、<u>鳥取県立産業人材育成センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 職業訓練の実施</u></p> <p>（職業訓練の種類等）</p> <p>第2条 <u>センター</u>の行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>職業訓練を行う施設の名称</th><th>職業訓練の種類</th><th>訓練課程</th><th>訓練科</th><th>訓練生定員</th><th>訓練期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>鳥取県立産業人材育成セン</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	鳥取県立産業人材育成セン	略					<p style="text-align: center;"><u>鳥取県立高等技術専門校規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県立高等技術専門校</u>の位置、名称等を定める<u>条例</u>（昭和44年鳥取県条例第37号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>第9条</u>の規定に基づき、<u>鳥取県立高等技術専門校</u>（以下「<u>専門校</u>」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職業訓練の種類等）</p> <p>第2条 <u>専門校</u>で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>専門校の名称</th><th>職業訓練の種類</th><th>訓練課程</th><th>訓練科</th><th>訓練生定員</th><th>訓練期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>鳥取県立倉吉高等技術専門</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	鳥取県立倉吉高等技術専門	略				
職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間																				
鳥取県立産業人材育成セン	略																								
専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間																				
鳥取県立倉吉高等技術専門	略																								

ター倉吉校（以下「倉吉校」という。）

鳥取県立産業人材育成センター米子校（以下「米子校」という。）

校

鳥取県立米子高等技術専門学校

2 前項に定めるもののほか、商工労働部長は、次に掲げる短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。

(1) 職業能力の開発及び向上を図る機会を確保するために倉吉校又は米子校で行う必要があると認められる普通職業訓練

(2) 条例第2条第3項後段の規定によりセンターの行う職業訓練とみなされる普通職業訓練

(教科及び訓練時間)

第3条 センターの行う職業訓練の教科及び訓練時間は、商工労働部長が別に定める。

(休業日)

第4条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に定めるもののほか、校長（倉吉校及び米子校の長をいう。以下同じ。）が特に休業を必要と認めた日

2 略

第3章 入校

2 商工労働部長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する商工労働部長をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。

(教科及び訓練時間)

第3条 専門校の教科及び訓練時間は、商工労働部長が別に定める。

(休業日)

第4条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に定めるもののほか、校長（鳥取県事務処理権限規則第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県立倉吉高等技術専門学校及び鳥取県立米子高等技術専門校の長をいう。以下同じ。）が特に休業を必要と認めた日

2 略

(入校志願手続)

第6条 センターに入校しようとする者(次項に規定する者を除く。以下「入校志願者」という。)は、入校願書(様式第1号)に生徒募集要項で指定された書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 短期課程の普通職業訓練を受けるためセンターに入校しようとする者(条例第9条第1項本文の規定により受講料を徴収する者に限る。)は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を校長に提出しなければならない。

- (1) 受けようとする職業訓練を行う施設の名称及び訓練科
- (2)～(4) 略

第4章 授業料等

(授業料の納付)

第11条 条例第8条に定める授業料は、前期(4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。)分にあつては4月30日までに、後期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)分にあつては10月31日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

2 略

(受講料)

第12条 条例第9条第2項の規則で定める訓練は、PCネットワーク科及び情報セキュリティ科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき400円とする。

(入校志願手続)

第6条 専門校に入校しようとする者(次項に規定する者を除く。以下「入校志願者」という。)は、入校願書(様式第1号)に生徒募集要項で指定された書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 第2条第1項又は第2項の短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者(条例第7条第1項の規定により受講料を徴収する者に限る。)は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を校長に提出しなければならない。

- (1) 入校しようとする専門校の名称及び訓練科
- (2)～(4) 略

(入校選考料手数料の納付)

第11条 入校志願者は、条例第4条の規定による入校選考手数料を、同条第2項に規定する額に相当する額の証紙(鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)に規定する証紙をいう。以下同じ。))を入校願書の所定の場所にはり付けて納付しなければならない。

(入校料の納付)

第12条 入校を許可された者は、条例第5条の規定による入校料を、同条第2項に規定する額に相当する額の証紙を誓約書の所定の場所にはり付けて納付しなければならない。

(授業料の納付)

第13条 条例第6条に定める授業料は、前期(4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。)分にあつては4月30日までに、後期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)分にあつては10月31日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

2 略

(受講料)

第14条 条例第7条第2項の規則で定める訓練は、PCネットワーク科及び情報セキュリティ科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき400円とする。

<p>(受講料の納付) 第13条 略</p> <p>(授業料等の減免) 第14条 条例第10条の規定による入校選考手数料及び入校料（以下「入校選考手数料等」という。）の減免は、次に掲げる者について行うものとする。 （1）・（2） 略 2 条例第10条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。 （1）・（2） 略 3 略</p>	<p>(受講料の納付) 第15条 略</p> <p>(授業料等の減免) 第16条 条例第8条の規定による入校選考手数料及び入校料（以下「入校選考手数料等」という。）の減免は、次に掲げる者について行うものとする。 （1）・（2） 略 2 条例第8条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。 （1）・（2） 略 3 略</p>
<p>(減免辞退の届出) 第15条 略</p> <p>(減免の取消し) 第16条 略</p>	<p>(減免辞退の届出) 第17条 略</p> <p>(減免の取消し) 第18条 略</p>
<p>(既納の授業料等) 第17条 略</p>	<p>(既納の授業料等) 第19条 略</p>
<p>第5章 欠席、退校等</p>	
<p>(欠席) 第18条 略</p> <p>(退校) 第19条 略</p>	<p>(欠席) 第21条 略</p> <p>(退校) 第22条 略</p>
<p>(賞罰) 第20条 略</p> <p>第21条 校長は、倉吉校又は米子校の適正な運営を図るために必要があると認めるときは、生徒に対し必要な指示をし、訓告し、又は出席停止を命ずることができる。</p> <p>第22条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒</p>	<p>(賞罰) 第23条 略</p> <p>第24条 校長は、専門校の適正な運営を図るために必要があると認めるときは、生徒に対し必要な指示をし、訓告し、又は出席停止を命ずることができる。</p> <p>第25条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒</p>
<p>に対して退校を命ずることができる。</p>	<p>に対して退校を命ずることができる。</p>

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>倉吉校又は米子校</u>の秩序を著しく乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>(5) 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 雑則</u></p> <p>(生徒の寄宿)</p> <p><u>第23条</u> 生徒は、校長の許可を受けて寄宿舎に入寮することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第24条</u> この規則に定めるもののほか、<u>センター</u>の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>専門校</u>の秩序を著しく乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>(5) 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第26条</u> この規則に定めるもののほか、<u>専門校</u>の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の鳥取県立高等技術専門校規則の規定により行われた処分その他の行為で同日以後もその効力を有するものは、改正後の鳥取県立産業人材育成センター規則の規定により行われた処分その他の行為とみなす。